

第 8 期 中 間 決 算 公 告

平成19年12月27日

大阪市中央区城見一丁目4番27号
株式会社 近畿大阪銀行
代表取締役社長 桔梗 芳人

中 間 貸 借 対 照 表 (平成19年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	97,917	預 金	3,331,881
買 入 金 銭 債 権	160,285	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	44,594
商 品 有 価 証 券	285	借 用 金	81,483
有 価 証 券	640,894	外 国 為 替	129
貸 出 金	2,670,540	そ の 他 負 債	19,162
外 国 為 替	7,333	賞 与 引 当 金	1,495
そ の 他 資 産	14,561	退 職 給 付 引 当 金	2,749
有 形 固 定 資 産	32,194	そ の 他 の 引 当 金	976
無 形 固 定 資 産	1,145	支 払 承 諾	28,093
繰 延 税 金 資 産	6,353	負 債 の 部 合 計	3,510,566
支 払 承 諾 見 返	28,093	(純 資 産 の 部)	
貸 倒 引 当 金	37,270	資 本 金	38,971
		資 本 剰 余 金	55,439
		資 本 準 備 金	38,971
		そ の 他 資 本 剰 余 金	16,467
		利 益 剰 余 金	13,602
		そ の 他 利 益 剰 余 金	13,602
		繰 越 利 益 剰 余 金	13,602
		株 主 資 本 合 計	108,012
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,754
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3,754
		純 資 産 の 部 合 計	111,767
資 産 の 部 合 計	3,622,333	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,622,333

中間損益計算書 〔 平成19年 4月 1日から
平成19年 9月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		45,750
資金運用収益	35,416	
(うち貸出金利息)	(30,716)	
(うち有価証券利息配当金)	(3,525)	
役務取引等収益	7,750	
その他業務収益	675	
その他経常収益	1,907	
経 常 費 用		39,942
資金調達費用	5,788	
(うち預金利息)	(4,756)	
役務取引等費用	3,443	
その他業務費用	370	
営業経費	22,113	
その他経常費用	8,226	
経 常 利 益		5,808
特 別 利 益		1,262
特 別 損 失		139
税引前中間純利益		6,931
法人税、住民税及び事業税		2,705
法人税等調整額		974
中 間 純 利 益		5,200

(中間貸借対照表注記)

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

動 産 3年～20年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ6百万円減少しております。

また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ18百万円減少しております。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

7. 外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,837百万円であります。

9. 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

なお、賞与引当金は業績インセンティブ給与が制度として定着し、当中間期に帰属する額を合理的に見積もることができるようになったため、当中間期より計上しております。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度に一括して損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理

11. その他の引当金は、負債計上を中止した預金に関して、将来発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。
12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
14. 株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

15. 関係会社の株式総額	2,214百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額	20,948百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額	10,181百万円

18. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,630百万円、延滞債権額は 64,511百万円であります。

なお、破綻先債権とは、未収利息を収益に計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 2,061百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 21,621百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

21. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 89,824百万円であります。

なお、18. から 21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 67,267百万円であります。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	93,988百万円
貸出金	30,000百万円

担保資産に対応する債務

預金	3,439百万円
債券貸借取引受入担保金	44,594百万円
借入金	16,400百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保として、現金預け金 7,700百万円、有価証券 53,907百万円、その他資産 28百万円を差し入れております。

また、「その他資産」のうち保証金は 1,731百万円あります。

24. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 65,000百万円が含まれております。

25. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は 30,590百万円あります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺してあります。

前中間期において上記相殺を行った場合は、前中間期末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ 29,530 百万円減少します。

26. 1株当たりの純資産額 38 円 42 銭

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。28. についても同様であります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	9,589	17,379	7,790
債券	528,741	525,742	2,999
国債	321,696	319,384	2,312
地方債	34,242	34,237	5
社債	172,802	172,120	681
その他	221,262	221,743	481
合計	759,592	764,865	5,273

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 1,518 百万円を差し引いた額が、「その他有価証券評価差額金」であります。

28. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	30,590
子会社株式	2,214
その他有価証券	
非上場株式	2,359
投資事業有限責任組合に類するもの出資持分	441

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、503,898 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 500,842 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	113,981	百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額	16,631	
有価証券償却否認額	6,365	
退職給付引当金損金算入限度額超過額	1,003	
その他	8,557	
繰延税金資産小計	146,539	
評価性引当額	138,535	
繰延税金資産合計	8,004	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,518	
その他	131	
繰延税金負債合計	1,650	
繰延税金資産の純額	6,353	百万円

31. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

32. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、9.75%であります。

(中間損益計算書注記)

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 3 円 85 銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 3 円 28 銭
4. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 1,992百万円及び貸出金償却 3,533百万円を含んでおります。
5. 特別利益には、償却債権取立益 1,261百万円を含んでおります。